

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成29年度第1回）	
日時	平成29年6月23日（金）14時00分～16時00分	
場所	杉並区役所中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、阿部委員、喜多委員、小林（英）委員、山崎委員、山田委員、奥田委員、甲田委員、大島委員、北垣委員、小林（義）委員、堀向委員、森安委員、根本委員、本郷委員、稲場委員
	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長、高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長、地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、保健福祉部管理課長、障害者施策課長、地域保健・医療連携担当課長、保健サービス課長
	事務局	高齢者施策課 貴山、白川、芳賀
傍聴者数	2名	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区老人福祉計画・介護保険事業計画の策定について（案） 2 地域密着型サービス事業所の開設について 3 席上配付 地域密着型サービス事業所の開設等に関する運営協議会への議題提出の見直しについて 4 第7期介護保険事業計画の検討状況について 5 障害者の相談支援専門員の育成の取組について 6 介護施設等の整備状況について 7 地域包括支援センター（ケア24）の平成28年度事業に係る事業評価及び平成30年度の事業委託について 8 地域密着型サービス事業所の新規指定（区内）について 9 地域密着型サービス事業所の指定更新（区内）について 10 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について 11 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について 12 地域密着型サービス事業所の指定更新（区外）について 13 地域密着型サービス事業所の廃止（区外）について 14 医療と介護の連携推進の取組及び在宅医療相談調整窓口の実績等について <p>参考資料・机上配布 委員・幹事名簿 参考資料 生活支援体制整備通信「杉並ぐるる」第4号 参考資料・机上配布 平成28年度版 杉並区生活支援サービス・活動紹介BOOK 参考資料 在宅医療地域ケア会議通信 第9号 参考資料 杉並区在宅医療相談調整窓口（リーフレット） 参考資料・机上配布 杉並区介護予防講演会のお知らせ 参考資料・机上配布 平成29年度介護予防事業のご案内</p>	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長あいさつ 2 平成28年度第5回運営協議会会議録の内容確認について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1）杉並区老人福祉計画・介護保険事業計画の策定について（案） （2）地域密着型サービス事業所の開設について 	

	<p>(3) 地域密着型サービス事業所の開設等に関する運営協議会への議題提出の見直しについて</p> <p>4 報告事項</p> <p>(1) 第7期杉並区介護保険事業計画の検討状況について</p> <p>(2) 障害者の相談支援専門員の育成の取組について</p> <p>(3) 介護施設等の整備状況について</p> <p>(4) 地域包括支援センター（ケア24）の平成28年度事業に係る事業評価及び平成30年度の事業委託について</p> <p>(5) 区内の地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p>(6) 区外の地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p>(7) 医療と介護の連携推進の取組及び在宅医療相談調整窓口の実績等について</p> <p>5 その他</p>
会議の結果	<p>1 杉並区老人福祉計画・介護保険事業計画の策定について（案）（了承）</p> <p>2 地域密着型サービス事業所の開設について（了承）</p> <p>3 地域密着型サービス事業所の開設等に関する運営協議会への議題提出の見直しについて（了承）</p> <p>4 第7期介護保険事業計画の検討状況について（報告）</p> <p>5 障害者の相談支援専門員の育成の取組について（報告）</p> <p>6 介護施設等の整備状況について（報告）</p> <p>7 地域包括支援センター（ケア24）の平成28年度事業に係る事業評価及び平成30年度の事業委託について（報告）</p> <p>8 地域密着型サービス事業所の新規指定（区内）について（報告）</p> <p>9 地域密着型サービス事業所の指定更新（区内）について（報告）</p> <p>10 区内の地域密着型サービス事業所の指定等について（報告）</p> <p>11 区外の地域密着型サービス事業所の指定等について（報告）</p> <p>12 医療と介護の連携推進の取組及び在宅医療相談調整窓口の実績等について（報告）</p>
高齢者施策課長	<p>皆様、こんにちは。定刻になりましたので、平成29年度第1回介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は事前に吉藤委員、成瀬委員、清水委員、尾崎委員、林委員の5名からご欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>それでは初めに高齢者担当部長よりご挨拶申し上げます。</p>
高齢者担当部長	<p>こんにちは。今日は外が大分暑くて30度ぐらいになっているということですので、熱中症に充分お気をつけいただきたいと思いますが、暑い中、また、ちょうど暑い時間にご参集いただきまして、本当にありがとうございます。また、これから都議選が始まるということで、区役所の周りも騒がしかったかもしれませんが、会議は静かな中でできると思いますので、よろしく願います。</p> <p>今日は今年度第1回目の運協ということで、この後説明があるかもしれませんが、今年度は例年より1回多く全5回の開催を予定してございます。</p> <p>4月からふた月ほど経ちまして、昨年度はケア24和田の事業者の変更等もありまして、2月に異例の臨時会も開かせていただきましたけれども、そのケア24和田は、4月に旧救世軍からサンフレンズへ円滑に引き継ぎがされて、それ以降、順調に事業展開がされておりますので、あわせてご報</p>

	<p>告させていただきたいと思います。</p> <p>この後、本日の議題等に入っていきますけれども、このところ一番大きな話題は、5月末ぐらいだったでしょうか、国会で「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」と、長い名称ですので、よく新聞等では「地域包括ケアシステム強化法」と言われておりますけれども、これが成立したという記事を皆さんもお目にされているかと思っております。</p> <p>大きく言いますと、この法改正にはポイントが2つあるようで、1つは地域包括ケアシステムの深化、推進ということ。深化というのは、深めようという深化ですけれども、それからもう1つの大きな柱が、これは従前から言われておりますけれども、介護保険制度の持続可能性の確保ということで、保険者機能の強化であるとか、医療介護の連携のさらなる推進等、あるいは総報酬制の導入であるとか、一部の方の3割負担とか、いろいろなことが新聞でも出ておりますけれども、こうした大きな法改正等がありました。</p> <p>そういったことも踏まえながら、今年は第7期の介護保険事業計画を策定していく年になります。今日も冒頭の議題からその計画案のご説明になりますけれども、この介護運協の大きな役割でもあります第7期の計画の審議を始めていただくということですので、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。</p> <p>年々法改正等もございまして、介護保険を取り巻く状況は複雑化しておりますので、杉並区という保険者としても、皆さんのご協力をいただきながら、さらにその保険者の機能を高めていく必要があると思っておりますので、ぜひ今日も積極的なご意見をいただきたいと思いますと思っております。</p> <p>本日は議題のほかには報告事項も少し多めにありまして、2時間の限られた時間ですけれども、ぜひ委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただけたらと思っております。</p> <p>それから、毎回のことではありますが、会長にはこの会の議事進行をいつもご苦勞をおかけして大変申しわけありませんけれども、ぜひ最後までよろしく願いいたしたいと思っております。</p> <p>では、本日もよろしく願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>続きまして、今回、1名の方の委員の入れ替えがございました。委嘱状につきましては新委員の席上にご用意させていただいておりますので、委嘱状伝達式に替えさせていただきます。</p> <p>このたび、杉並区歯科医師会からご推薦の委員が、須藤委員から新しく大島淳一委員に変わられております。大島委員から一言ご挨拶いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>初めまして。このたび、前任より私が副会長を引き継ぎましたので、今日からこちらの会に参加させていただくこととなります。このような会は初めてなのでわからないことが多いですが、よろしく願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、4月1日の区の人事異動によりまして、幹事が4名変更になりました。また、今回から新たに1名の幹事が加わりましたので、それぞれご挨拶申し上げます。</p>
保健福祉部管理課長	<p>こんにちは。保健福祉部管理課長の松沢と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日はこの後出張がございまして、途中で退席させていただきます。申しわけございません。よろしく願いいたします。</p>

介護保険課長	介護保険課長の寺井でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
地域包括ケア推進担当課長	地域包括ケア推進担当課長の山崎と申します。よろしくお願いいいたします。
保健サービス課長	保健サービス課長の稲垣でございます。よろしくお願いいいたします。
地域保険・医療連携担当課長	今回から加わりました、地域保険・医療連携担当課長の椎名でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
高齢者施策課長	それでは、これ以降は会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいします。
会長	<p>本日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。先ほどからお話がありますように、今日はいつも以上に忙しい議事になりそうですので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。</p> <p>最初に、事務局から資料の確認をお願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>本日、席上配付させていただいた資料が7点ございます。</p> <p>まず最初に会議次第の差し替えをお願いします。</p> <p>2つ目が、資料3「地域密着型サービス事業者の開設等に関する運営協議会への議題提出の見直しについて」でございます。</p> <p>資料4「第7期介護保険事業計画の検討状況について」のうちの29ページから32ページまでが差し替えになっておりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それから、参考資料として、委員名簿、幹事名簿。</p> <p>同じく参考資料として「平成28年度版杉並区生活支援サービス・活動紹介BOOK」、「杉並区介護予防講演会のお知らせ」。</p> <p>同じく、参考資料の「平成29年度介護予防事業のご案内」の計7点でございます。</p> <p>特に資料3につきましても、本日の議題に関わる資料でしたので、事前にお送りしてお目通しいただくべきところでしたが、調整が遅れたため、席上での配付となりました。大変申しわけございません。</p> <p>席上配付の資料は、事前にお送りしました資料とあわせて、この後の議題、報告事項の中で説明をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>また、本日席上に置かせていただいている保健福祉計画は既に委員の方にはお渡ししているものなのですが、本日の説明の中で使わせていただきます。委員会の終了後に回収いたしますので、よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。それでは、次第に従って進めてまいります。</p> <p>最初に、前回の記録の内容確認についてです。既にお送りしてありますのでお目通しいただいたかと思いますが、何かお気づきのことがおありの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>実は、この記録の中に前回からの宿題になっていることがありました。1つは、特養の話。もう1つは、お泊まりデイの話です。特養に関しては後ほどの報告事項1の中で改めてご説明いただくことにいたしますが、お泊まりデイに関するところの説明をここで頂戴したいと思います。</p> <p>介護保険課長から、よろしくお願いいします。</p>
介護保険課長	<p>前回の3月の運営協議会の中で、地域密着型サービス事業所における宿泊サービス、いわゆるお泊まりデイについて、委員からご質問がございました。1カ月の宿泊の調査でしたが、定員掛ける30より多い数値が載っているということで、これはどういうことなのかといったご質問がございました。</p>

	<p>事業所に確認をしました結果、3事業所で、家族や利用者からの緊急の連絡で、定員を超過して利用者を受け入れざるを得ない日があったということでした。特に今回の調査期間が平成29年1月でございましたので、年始に超過して受け入れた日も多かったという回答でございました。望ましい状態ではないので、定員内に抑えるように口頭で伝えてございます。</p> <p>また、委員から全ての施設にお風呂はついているのか、入浴できるのかというお話がありました。全ての施設で入浴設備はついておりまして、入浴は可能でございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、前回記録、今の追加の報告を含めて承認されたということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題のほうに入ってまいります。</p> <p>まず(1)について、高齢者施策課長からお願いします。</p>
高齢者施策課長	<p><資料1に沿って議題(1)「杉並区老人福祉計画・介護保険事業計画の策定について(案)」について説明></p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>おわかりいただけましたでしょうか。</p> <p>前回、3月の協議会のときには、現在のものと同じような形でつくるという説明をしてご了解をいただいたところなのですが、これは国のほうの方針が変わったということでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>先ほど高齢者担当部長からご説明しましたように、いわゆる「地域包括ケアシステム強化法」により、社会福祉法が改正されました。この裏面を見ていただくと、杉並区の保健福祉計画の中に、少し大きな字で「地域福祉計画」という記載があるかと思えます。こちらの体系が今までと少し変わって、「子ども・子育て支援事業計画」「障害福祉計画」「老人福祉計画」「介護保険事業計画」といった計画の上位概念として計画を定めるように改められたところでございます。</p> <p>さらに、国の法令改正により、新たに個別の計画等を定めることが求められ、それぞれの計画期間がばらばらであることを考えまして、保健福祉計画と一体ではなく、個別に策定するというに変更させていただいたところでございます。</p>
会長	<p>そういうことなのですが、いかがでしょうか。おわかりいただけましたでしょうか。では、高齢者施策課長。</p>
高齢者施策課長	<p>重ねて追加でご説明いたします。そもそも老人福祉計画、介護保険事業計画は一体的に策定するということとは、実はこれまでも言われておりましたが、杉並区としての考え方の中で、これまでは保健福祉計画の中で一体的に策定していこうということでもございました。老人福祉計画と介護事業計画は一体的に策定ということは、これまでも求められていたものでございます。</p>
会長	<p>ということです。要するにつくり方として、この中に介護保険事業計画及び老人福祉計画がばらばらにした形で組み込まれていた。それを全部取り出して老人福祉計画、介護保険事業計画という形で一本化したものにしていくということで、進め方、あるいは目標とする計画の構成が前回のお話と変わりましたので改めてここでお諮りをするという提案でした。よろしいでしょうか。</p> <p>では、委員、どうぞ。</p>

委員	<p>2点あるのですけれども、まず1点は、他の自治体の動向はどうなっているのかということなのですが、もう既に一体的に運用しているような自治体もあるようなのですけれども、そのあたりはどうなっているのかということと、あと、これまで保健福祉計画で、例えば、この間もよく取り上げられているのですけれども、高齢期を迎えた障害者の位置づけや、地域福祉上で位置づけられていた高齢者の虐待防止、権利擁護、それと災害時対応、そうした部分はどのように位置づけられていくのか。保健福祉計画の中の位置づけと、その老人福祉計画としての位置づけというのはどのようにしていくのか。その点をお聞きしたいと思います。</p>
高齢者施策課長	<p>他の自治体の状況でございますが、実は、今回ご提案させていただいたように、老人福祉計画、介護保険事業計画を一体的に策定しているところがほとんどです。どちらかと言うとこれまでの杉並区が珍しいケースだったかと思えます。</p> <p>それから、2点目の内容でございますけれども、これまでも介護保険事業計画策定の中に老人福祉法の視点がなかったわけではなく、老人福祉法の視点も交えて介護保険事業計画をつくっておりました。</p> <p>その中で、今おっしゃっていただいたような内容につきましても、保健福祉計画の中でも当然記載しておりましたし、介護保険事業計画の中にも重ねて記載しておりましたので、一体的な策定になったとしても、その内容については引き続き記載されていくものでございます。</p>
会長	<p>ほかにご意見、あるいはご質問おありの方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご承認いただいたことということにしたいと思います。よろしいですね。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題の2番目に移ります。「地域密着型サービス事業所の開設について」、介護保険課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p><資料2に沿って議題(2)「地域密着型サービス事業所の開設について」について説明></p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>資料がたくさんついていますが、場所は、地図を見ますと成宗須賀神社の近くという格好ですね。</p> <p>何かご意見はありますでしょうか。委員から先をお願いします。</p>
委員	<p>資料の6に収支計画及び利用者見込み数の表が出ていますのですけれども、我々民間で働いてきた人間にとって、あまりにもざっくりし過ぎているなど。少なくとも、私が銀行だったらこれは絶対に融資できないなというような感じで、例えば、支出のところが全く一定などということは考えられない。それから、開設時で定員が10名しかいないと。最初から30%なんて、もしそうだったら、本当に大変だなと思います。それから、収支がとんとんになるのが65%ということでこれはどうなのかなというのも含めて、収支計画のこの表のところに、もう少し精査されたらどうかと思うのですけれども。</p>
介護保険課長	<p>収支計画のところ、NPOの法人ということで、確かにゆとりのある資金計画になっておまして、最初は定員が10名で登録利用者10名。恐らく66名の利用者ということは、1日3人で1人1万円というような収入の計算かと思えます。1か月を22日で計算していると思えますけれども、1年かけて黒字にしていくという、だいぶゆとりのある計画になっているとは考えております。</p> <p>精査をということでございますので、収入、支出の内訳等、しっかりと見ていきたいというふうに考えています。</p>

会長	いいですか。よろしいですか。
委員	今年に入って、介護保険料がこうなったという通知が来ているのですけれども、私も友人も含めてまた上がったなという印象で、1号被保険者のサイレントマジョリティの意見はみんなどこまで上がるのだろうかという形で、文句は誰も言わないのですけれども、そういうところがある中で、文書としてこの形で精査したのがというのが、本当にどうなのかなと。もし1年後に事業所が潰れたとしたら、最初の計画にどういうチェックをしていたのかということとをぜひ捉えていただきたいなと。NPO だからこそ潰してはいけないし、NPO だからこそきっちり続けていただきたいというふうに思うと、ちょっとこの計画で進むというのは心配だという観点で言いました。以上です。
介護保険課長	この法人はNPO ですけども、今回が初めての事業所開設ということではなくて、立川市に本部がございまして、立川、西立川、国分寺等で同様の事業、デイサービスですとか、認知症のグループホーム等を行っており、実績がございまして。また、研修センター等も自前で設けている法人でございまして。また、関連法人として、同じ代表者でございまして、にんじんの会という社会福祉法人を運営しております、やはりこれはそれなりの実績を積んでいる団体でございまして、そのような経験があるということで、今後の経営については大丈夫であろうというふうに考えてございまして。
会長	それでは、委員、どうぞ。
委員	まず5ページの計画概要のところの事業所名が「子育て支援・高齢者支援」とあります。そして、次のページの「目的・経営理念」のところの(2)「子育て応援のデイ」つらつらという部分。そして、(3)の「小規模の施設で子供、地域の方々と」という文章がございまして、それで、これを見ると、この地域もデイサービスであるとか、小規模の施設がたくさんある中で、私はこの資料を見たとき、大変特徴的な、子育て支援と高齢者のデイとを一緒に行う施設なのかなと思って見ておりましたら、8ページのレイアウト図はデイサービスのスペースだと思うのですけれども、これは子育て支援を一体化したとか、そういうのではなく、小規模多機能で単独の施設ということなのではないでしょうか。確認です。
介護保険課長	ご指摘のとおり、子育ての支援も行うというような事業者でございまして、8ページの図を見ていただきますと、玄関と相談室がありまして、トイレ、浴室、台所とある部分の2階は部屋になっております。この部分は、事業者によりまして、子育てママサロンというような名称で、地域で子育てをしているお母さんたちの相談ができるような場所にしたいというような考えだということでございまして。
会長	よろしいですか。
委員	わかりましたが、ぜひ、委員のほうからもお話がありましたように、デイサービスの新規の事業所がある反面、廃止の事業所も多い中で、やはりこういう特徴的なデイサービスは貴重というか、新しい試みをぜひ継続できるように、今、課長がおっしゃったように、2階は子どものスペースであり、1階は高齢者のスペースであるというような、特徴を大いに生かしてやっていただきたいと思っております。以上でございまして。
会長	ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員	<p>先ほどの資金計画についてのご意見と重なるのですけれども、自己資金で対応というところなのですが、その自己資金というのはどの程度なのかということと、率直に言って、自己資金で対応というのだと、この法人の体力みたいなものがよくわからない面があるんですね。</p> <p>この資金計画についての、先ほど話もあったのですが、毎回聞いているのですけれども、利用者見込み数とかはどのような算定根拠で、この地域でこれだけいけるといふふうになっているのか。そのあたりを確認したいと思います。</p>
介護保険課長	<p>どのぐらいの自己資金かというところですが、この法人の自己資金で対応できるというようなことで認識してございます。</p>
委員	<p>体力的には問題ないという、自己資金なのですか。</p>
介護保険課長	<p>法人としてはNPOでございますが、かなり大きな法人でございますので、問題はないと思っております。</p> <p>利用者の見込みの根拠でございますけれども、11月が1日3人程度、3月が1日4人程度、6月が5人というところで、少しずつ、あまり欲張らずに増やしている計画かと思っておりますので、根拠というよりは、大分ゆとりを持った計画、見込みだというふうに考えてございます。</p>
委員	<p>先ほどからのお話にもあったのですけれども、ちょっとざっくりし過ぎていてわからないんですね。自己資金がどの程度あって、この資金計画だったら問題ないと言えるのかどうかというのが、自己資金というのもよくわからないし、利用者数というのは余裕を持ってみているということなのですか、これでやっているとというようなものが、この資料からは、私にとってはわからない面があるんですね。</p> <p>区としては大丈夫だという判断をしているので、それを信頼しますけれども、最近、毎回のようにこういう話が出てきていますので、特に各委員からもその辺りを心配する声が多く出ていると思うんですね。それというのも、後でも出てきますが、新規でできる場所も多いのですが、廃止になっていくところもありますので、そうしたところをもう少し精査して、それがわかるような資料を出していただいたほうがいいのかなと。これは意見です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。にんじんの会との関係はどういうことになっているのでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>別法人ではございますが、関連法人ということで、代表者は同じ方でございます。実態としてはかなり近い関係であるというような認識をしております。</p>
会長	<p>にんじんの会は、確か国分寺に本部があったと思います。荻窪のふれあいの家の事業者選定のときに、ここともう1カ所別の法人とが競ったときに、にんじんの会に軍配が上がったといういきさつがあったかと思います。かなり大きな法人で、先進的な取組をやっている福祉法人がこのにんじんの会なのですね。そのにんじんの会の外郭とでも言いますかNPO法人を持っていて、福祉法人でなくても運営できる事業を担当するというような分担ができていのではないかなと思うのですが、いかがですか。そんな感じで考えていいですか。</p>
介護保険課長	<p>詳しく補足していただきありがとうございます。そういうようなことで認識はしてございます。</p>
会長	<p>あと、ちょっとこの構造で気になるのですが、相談室と書いてありますけれども、これは玄関のホールですね。それで子育て支援もやり、相談など</p>

	<p>受けられるのかなということがちょっと心配に思いますが。</p> <p>それからもう1つは、送迎車を書いてあるところで、駐車スペースはないようですので、道路に車を停めてそこで利用者が昇降をするということになっているようですが、このあたりは道が結構狭くて大変なのではないかなと思いますけれども、その点はいかがですか。</p>
介護保険課長	<p>1つ目の相談室のスペースでございますが、このあたりはしっかりと確保するように事業者にも伝えてまいります。</p> <p>また、送迎車の送迎の乗り降りの場所でございますが、ご指摘のとおり、これは駐車スペースではなくて道でございます。ここは、区役所から出て郵便局のある道の裏の通りを杉並高校側にずっと歩いて行って突き当たるところの右側でございます。かなり大きな一軒家でございますが、この図では狭そうですけれども、実際はかなり広い道路で、送迎には問題はないと思います。また、北側に1.8メートルの私道がありますので、そこを小さな車が入っていけるというようなことも聞いてございます。</p>
会長	<p>ということで、雨の日、風の日などもあるのでちょっと心配と言えば心配ではありますけれども、大丈夫だろうというご判断のようです。</p> <p>何かお気づきのことおありでしょうか。よろしいですか。</p> <p>そういたしましたら、これは承認として、今の相談室のスペースやプライバシーの確保などについては、これから介護保険課のほうでご指導いただくということにしたいと思っております。次のときにご報告をいただくということになろうかと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、3番目の議題に入ってまいります。資料は、本日席上配付された資料3になります。では、続けて介護保険課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p><資料3に沿って議題(3)「地域密着型サービス事業所の開設等に関する運営協議会への議題提出の見直しについて」について説明></p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>という区からのご提案です。昨年度でしたか、区内事業所の指定の審議の仕方を変えたのですよね。それより前は、あらかじめ報告があって、開始の直前ぐらいに協議があって、そして認可、指定というような形になっていたのを、順番をひっくり返して、あらかじめ協議として取り上げていただいて、いただいたご意見をもとに介護保険課のほうで折衝なり指導なりをしていた上、開所前に報告をいただくという段取りに変えました。</p> <p>ただ、そうすると、ここにありますように、件数も増えてきているし、介護保険運営協議会の開催時期が等間隔ではないものですから、場合によってはごく長くかかったり、待たされたりということが起こり得ることなので、その辺を少し弾力化というのでしょうか、うまく動かせるようにしたいということで、その参考資料2にあるような見直しを提案したいというお話でした。</p> <p>何かご質問、あるいはご意見ありますでしょうか。委員、どうぞ。</p>
委員	<p>今の会長のお話を聞いていると、やはり運営協議会そのものの負担という部分もあると思うのですよね。それと同時に、一番大事だったのは、利用者さんというか、事業者さんのほうでこのような迷惑があったということは、賃料を余分に払わなくてはいけないとか、そういう経済的な負担もあったということでございますので、これらの事業所は必ずしも大企業ではないので、非常に負担だったのではないかと思っております。</p> <p>それともう1つは、先ほどもありましたとおり、協議会のメンバーも、あまり事細かにやると一体何なのだという議論もありましたので、ちょうどい</p>

	い機会なのではないかなというふうに思います。
会長	ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。委員、どうぞ。
委員	文書の中に、他自治体と比較して賃貸料などの負担が多く発生するという事なのですけれども、他の自治体というのはどういうふうになっているのかということを確認したいと思います。
介護保険課長	近隣の自治体の状況を聞いているところでは、運営協議会のような会議体に1回お諮りをしているということは聞いてございます。
会長	よろしいですか。ほかいかがでしょう。はい、どうぞ。
委員	法人変更による指定とか、廃止とか、指定更新については全然これでもいいような気がするのですが、ちょっと考えてしまうのが、この新規開設による指定なのだけれども、これを開設の後になるとなってしまうと、何かただの報告になってしまうのではないかという気がしてしまいます。開設前に話しました、それで、こういうふうにしてはどうかという意見が出てそれを伝えました。それで、開設しましたというのだととてもよくわかるのだけれども、今後、前または後となると、後でこちらに諮って、そこで変えるようになってしまうのはどうなのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。
介護保険課長	おっしゃるとおり、法人の変更、廃止、指定更新というのは、この協議会の運営の効率化ということを考えて、こういうのは省略ですとか簡略化していこうという方向ですけれども、新規開設による指定につきましては、議題としてご意見をいただいて、そしてご報告をするというこれまでの流れは変えずに、法人の便宜も図っていこうというようなところでございます。事後の報告になってしまうと、もう開設しているではないかというところは、確かにその前後というのはありますけれども、現実問題としては、その議題としてお諮りしたときに、例えば、本日のような機会にいただいたご意見は法人のほうに伝えまして、介護保険課のほうでしっかりと、そのあたりは法人の対応を確認させていただいて指定しますので、その経過まで含めてご報告させていただきたいと考えてございます。
会長	では、高齢者担当部長、どうぞ。
高齢者担当部長	今、所管課長からありましたように、区内のほうは、当然、ご関心も一番高いし、何と言っても区内の事業所ですので、今までどおり事前の協議で今日いただいたような意見は区が責任をもってしっかり伝えてまいります。もちろんこれもタイミングですので、極力、事前の報告にしていきますが、会長もおっしゃっていただいたとおり、会議が均等に開かれるわけではないので、やはりどうしてもタイミングで事後になる場合もあると思います。そこについては今、課長が申し上げたとおり、事後報告になる場合はその経過も含めてより細かくご報告をしていきたいと思っております。ただ、区外のほうについては、ここに示しましたとおり、今までも指定前の報告にとどめていましたので、今申し上げたようなことでご理解いただければと思います。
会長	はい、どうぞ。
委員	区外については、既にほかで指定を受けてやっているところがほとんどで、区外を新規でやるというのはあり得ないことなので、一応、ほかの区で認められているところを杉並区が拒否したとなると、ほかの区でどうなって

	<p>いるのかということがあるかと思しますので、指定の条件的には同じなので、そこら辺は簡略していいのかなと思います。</p> <p>あと、区外を指定するときは、もともと利用者の方が要支援から要介護になったとか、そういうところで指定を受けなければいけないというのがほとんどだと思いますので、事業所からすれば、一旦ほかで取っているのに、また大変な指定を受けなければいけないということで、二重の手間になっているというところが現実です。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。幾つかご意見が出たように、まず分けて考える必要があると思いますよね。区外の事業所に関しては、今、委員がおっしゃってくださったように、既にその区、あるいは市で指定をされて実際に動いている事業所に杉並区の方が利用を始めるとかというのが指定の場合です。それから、廃止の場合というのは、その方が利用をやめたということだけです。</p> <p>というようなこともありますので、この提案にあるように、もし利用開始前に会を開くことができれば、そこで報告をしていただくけれども、利用開始の時期が、この協議会の次の開催より前であったらば、後で、開所しましたよという報告をいただくということにすれば、区外の事業所を利用したいという利用者の方にとっては、ずっとスムーズにいかけていいたろうということもありますので、この提案どおりでいいかと思うのですが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>新規開設の指定が事後報告となった際に、例えば、まだ改善の余地があるというような場合は、そこからさらに改善されるということは十分考えられるということでしょうか。</p>
会長	<p>まず今、区外事業所のほうからやっていきますのでちょっと待っていただけますか。区外事業所の指定については提案どおりで、報告の省略、あるいは指定の前、または後に報告という形でよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、今度は区内事業所のほうです。新規開設のところについては、ちょっと議論の余地があるようなので、これはちょっと除いて、指定更新については6年ごとなので、特に問題がなく更新されたものに関しては報告を省略したいというのが事務局の提案です。もちろん更新が不可になったというようなことがあれば、その時点でご報告をくださることになるだろうと思いますが、それでいいですよ。</p>
介護保険課長	<p>ご説明のとおりでございます。</p>
会長	<p>それから、廃止に関しては、これは変更なしで、廃止の届けが出て廃止になりましたというのを事後的に報告をいただくと。</p> <p>それから、法人変更による指定については、これも報告事項ですが、指定の前または後と。前に報告することができれば前にするけれども、法人のほうの都合があつて、この介護保険運営協議会の開催まで何カ月もじっと待っていることができないというような事態も予想されるので、これは、前または後に報告をしていただくことにしたいというのが事務局からの提案です。</p> <p>ここまではよろしいようにも思うのですが、いかがですか。</p> <p>さて、問題は一番上の新規開設による指定です。先ほどの議題の(2)がまさにこれだったわけですよ。今日のような協議を少なくとも開設2カ月以上前に協議会でご議論いただいて、質問あるいは注文などをいただいて、それから指導にかかる。今までのやり方は、その結果を報告した上で開設にするということになるわけですが、それを次の協議会の前または後に報告</p>

	<p>という形に変えたいというのが提案です。</p> <p>例えば、今日審議いただいたものが10月に開所ということであれば次回の協議会に事前に報告することができる。しかし、この開所がもっと早くて、例えば8月15日だったということだとすると、次の協議会の前に報告するということができなくなってしまうという話なのですよね。</p> <p>それで、委員のご質問になります。</p>
委員	<p>事後報告の場合の、さらに改善の余地があるという、それ自体があまりよくないことだと思うのですが、そういう場合はどうなるのか。</p>
介護保険課長	<p>開設後に、まだ改善されていない部分というところがありましたら、それは引き続き事業者のほうには要請をしております。</p> <p>例えば、今日の例で言いますと、相談室のプライバシーが守られるのかというところで、事業者のほうにしっかり守るよという話をした場合に、事業者のほうでは、例えばパーテーションをつけてプライバシーを確保しましたということであれば、それはご報告できますけれども、何もされていなかったということであれば、引き続きそれは対応するよよというのを今後とも事業者には要望していくということになります。</p> <p>ちょっと例が妥当ではないのかもしれないのですが、そういうような改善の余地があるよよところについては、引き続き要望を事業者のほうには伝えていきます。</p>
会長	<p>高齢者担当部長から何かございますか。</p>
高齢者担当部長	<p>多分、委員がおっしゃられたのは、事後になってしまった場合に、今の例で言えば、プライバシーが十分確保されるよよに指導してほしいよよことにご意見をいただいて、指導して、実際に図面が少し変更になったとか、位置が変わったとかいうことで事後報告したときに、「いや、これでもまだ不十分ではないですか」というよよなご意見があったよよことですよ。その場合は、運営協議会のご意見ですので、いただいた意見は所管課長のほうからしっかり事業者に伝えて、再度、位置を変えてくださいとか、そういうことはしっかり伝えていくべきかと思っています。その辺りはしっかりやっていきたいと思っています。</p>
会長	<p>他にどなたかございますか。</p>
委員	<p>通常、通所介護を認定するときに、東京都に指定申請を出す一般の通所介護を認知症の通所介護と併設してやるところが多いよよと思うのですが、認知症通所介護は地域密着型に入りますよよので、そうすると、一般のほうは先に始めて認知症のほうは後から始めているよよ。そういう事業所さんも実際あるよよということなのではないか。そうすると、事業所の立場からするとちょっとかわいそうだなよよという気はいたします。東京都は1カ月前だったか、指定申請を出せばそれで通りますよよので、そこは実態としてはどうなのではないか。</p>
介護保険課長	<p>ただいまの件でございますけれども、これまでは2回協議会を経ることというのは、これは必ず守っておりましたよよので、杉並区ではこれだけ期間がかかるよよということを見越して早めに申請をしていただくよよことで対応してございました。</p> <p>それから、先ほどの相談室の件で補足でございますが、つい立て等でも遮られる空間が必要よよということは、もともとこれは基準になっておりますよよので、個室ではなくてもいいよよということで、つい立て等で遮ってよよということは事業者のほうには当然確認をしております。</p>

会長	<p>つい立ての例がいいかどうかはわかりませんが、今までのやり方ですと、協議会でこういう問題がありますよとか、こういうふうに改善してほしいというのが協議事項として出たとして、それをもって介護保険課が事業者を指示したり指導したりということをして、その結果こうなりましたよという報告をいただいてから安心して開設ですねと言えた。だけれども、既に開設してしまった後に、こういうふうになりましたという報告をいただくのではちょっと迫力が欠けるというのでしょうか、縛りがきかなくなるのではないかというような心配が多分おありなのだろうと思うのですね。委員のご質問もそうではないでしょうか。</p>
委員	<p>悩むところですね。</p>
会長	<p>では委員、お願いします。</p>
委員	<p>指定については、今まで地域密着型ではなかったもので、東京都で新規指定を受けるときの書類はこのような書類ではなく、もっと細かく収支なども出さなければいけないし、はっきり言ってもっと面倒なわけですね。そこで指定を受けて、こういう会議も当然ないわけですが、そこが今、地域密着型の指定が杉並区に変わったということなので、指定の申請書類自体は、多分、杉並区と東京都に出すのも全く同じで、あと、事前に実地検分というのがありますので、そこで結構細かいことで、来ていただいたときに、カーテンから向こうが透けるかどうかじっと見るとか、相談室も見られますので、実際のところ、実地から全部確認して、ここに上がってくる時には、かなりもうきちんとした、指定を受けられるような状態だと、当事者のほうからするとそういう考えなのですから。</p>
会長	<p>では、委員、お願いします。</p>
委員	<p>ちょっと余計なことかもしれませんが、お話を聞いていて、確かに、ここで協議したことは、ちゃんとやっているのかというのは大変心配だと思うのですが、それは協議会と行政の関係をどう考えるかなのですよね。これでいちいち現場まで行って、あれはどうだ、これはどうだということは実際できないわけですから、こういった書類審査で協議をして、ここはこうやったほうがいい、ここはこうやったほうがいいという点があれば、それは行政にお伝えして、行政はそれをきちんと受けとめて、完全にやりました、できましたという報告をいただければいいのであって、できていないのにはいいですよと行政が言うわけがないと思っていますので、その辺のところは協議会との信頼関係ではないかというような気もしております。ただ、こういうのが毎回、たくさん出てくると疲れることは疲れますよね。ですから、その辺をご配慮いただければと思います。</p>
高齢者担当部長	<p>今、委員に言っていただきましたけれども、区の介護保険課を信じていただいて、基準に基づいた指導をして、それがしっかり守れたものを、事後的な報告になるにしても、そこで再度指摘をいただくことがないようにしていきますけれども、万が一、そういうことがあれば、また先ほど申し上げたように、再度しっかり伝えていくというようなことで整理をしていただければと思います。</p>
会長	<p>かつてここで問題点を指摘して、それを伝えたら開所を取りやめた、なんていうところもあったのですよね。環七のバス停のところで送迎をやろうとしていて、それは無理だという話になって、介護保険課が伝えてくれたら、もう撤退、取り下げという話になったと。そんな例もありました。ですから、</p>

	<p>ここでの審議とか検討というのが全く意味がないわけではなくて、しっかり介護保険課のほうで生かしてきていただいているというこれまでの実績がありますので、前または後に報告ということで、もちろんできることなら前に報告がいいのだけれども、時間的な関係で難しければ後に報告でもよいというような提案を承認していいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>後が当然ということではなくて、前にできればそれに越したことはないのだけれども、タイミング的な問題もあって後にすることもある。ただ、事後報告だからといってもう手遅れというようなことにはしないということで信用してという話になろうかと思えます。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>介護保険課を信頼しないとか、そのような次元の問題ではなくて、やはりここが一番、この協議会の肝だと思えますよ。我々がなぜここに来ているか。</p> <p>介護保険課は本当に一生懸命やっただいて、信頼関係を築いていただいていると思うのですがけれども、その中で新規の事業者が1つ変なことをやったら、もう杉並区の介護保険は全部だめという風に見られますよ。築城3年、落城1年とか言っていましたけれども、今そういう時代だということで、ここで本当に手間かかってきっちりしたチェックをしていかないと、私はその手間やどうだということは難しいと思えます。</p> <p>ただ、やりたいという企業や事業所がたくさんあって、その中から選ぶという選定ではなくて、なかなかそういう事業所のない中で住民の要望が多い中で、苦しいのはわかると思うのですけれども、ここでやはり踏ん張っていかないと、この協議会の肝のところかなというふうに思うので、何とか再考願えればうれしいと思えます。</p>
会長	<p>再考というのは、現状どおりというふうにしたほうが良いというご意見ですか。</p> <p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>先ほど東京都の新規の開設のときの話が出ていて、そうだったなと思ったのですがけれども、良いか悪いかは別として、東京都は指定を出して現場に確認しに行きます。動線がどうだとか、ここがこうしてああしてという改善すべきことが指摘をされて、写真などで改善報告をお出しして、その後は実際、見に来ておりません。見に来なくて、それを踏まえた上で開設というような形になっています。</p> <p>お話があった地域密着も同じように「指導しました」で終わらせるのではなくて、ちゃんと何かしらの写真とかエビデンスをつけた形の中で報告を上げてもらえれば僕はよろしいのかなと。</p> <p>ただ、ちょっと気になるのは、先ほど出ていましたけれども、私の記憶では通所介護が公道を使って送迎をするというのは東京都では確か認められていなかったような気がするのですね。ですので、先ほどその通りのところでやるというのがだめというのは、私も当たり前だなと。サービスの敷地の中で乗り降りをする。利用者のお宅はしようがないですがけれども、自分のところは自分の敷地内でやるというのが原則論であったと思うので、そういったところを指導して改善をするということにしていけば、やはり事業所の立場とすると、こっちが開設できてこっちが開設できないとか、片一方が半年前に申請して、東京都は1カ月前とか、そうなってくると、ちょっとアンバランスかなという気はいたしますので、今のこの案でよろしいかなと私は思います。</p>

会長	何かございますか。
介護保険課長	現場を確認というところにつきましては、現在も地域密着の現場を確認しております。また、その確認の仕方、例えば改善されたところを写真で報告を受けるとか、そうしたところは今後考えさせていただければと思いますが、この見直し案でご承認いただいたとしても、チェックの機能につきましては、これまでどおりしっかりと保持していきたいと考えておりますので、もし仮に事後になった場合は、しっかり改善した部分までお見せしたいと考えてございます。また、極力、事前に報告したいと思います。
会長	さあ、どうしましょう。 委員、いかがですか。
委員	揺らいでいるのですけれども、事前報告だったら特に問題ないと思うのですけれども、その事後報告の際に、例えば運営協議会の開催を待たずに、各委員に資料配付などをして、それで意見がある場合は事後報告として扱わないというようなことは手続き上できないのでしょうか。それで問題なければ事後報告でもよしというような形にするとか、何かそういうような、この協議会の開催を待たずにできるような手続はないのかなと思ひまして、そのあたりを確認したいと思います。
会長	要綱その他で持ち回りの開催というのはないですね。
高齢者施策課長	そうですね。
委員	だめということですね。 そこで問題がない場合は事後報告、異議がある場合は、あくまで開催を待つというようなことはできないのですか。
会長	持ち回りが基本的には認められていないということが1つと、もう1つはそれをやった場合、逆に事務局の手間が増えてしまうということがあるのですよね。すごく増えると思っていいと思います。 委員、どうぞ。
委員	住民として、施設の側の方と少し立ち位置が違うかなと思っています。住民は、自分の身内を預けるとかいうときに、安全・安心というのは、一番そこがポイントというか気になるところです。事業所の方とちょっと違うかなというのがあります。 でも、その間に行政が入りますので、やはりそこで区を信じてということ、今回出てきたこの書類は特に見取り図が結構ざっくりしたものでしたので、詳細な書類の提出と、それから指導といいますか、下見等々やっていただく区を私たち住民が信頼して、その後、何かあったときの区の指導であるとか、あるいは、高齢者施設に関しては公表制度であるとか、評価であるとか、いろいろな施設を見ていく仕組みができていますので、そこで進めていくといいますか、そういうことがポイントかなと思っています。
会長	ありがとうございました。少し話が展開し過ぎてしまっているかと思ひますので、戻しましょう。 先ほどから議論になっているのは、参考資料2の中の「区内事業所」の「新規開設による指定」の場合です。事前に、2カ月前に書類を出していただいて、協議会で審議をするというところは現状と変わっていません。その後、介護保険課のほうでご指導などいただいて報告をいただくということも変わりはありません。 ただ、変わるのは、その報告が開所の前であるとは限らないという点だけ

	<p>です。前に介護保険運営協議会が開かれれば、そこで報告をいただくことはできる。さらに意見が出たら、そこで表明することもできる。しかし、事後になった場合にどうなるかという心配だけです。事後、開所後に意見が出たとして、その意見を事業者側に伝えることはできますか。</p>
高齢者担当部長	<p>それは先ほど私が申し上げたつもりなのですが、そういうことがないようにももちろんしっかり指導して改善させるのですけれども、万が一のことがあれば、それはしっかり再度伝えて、再度の改善をするということは、当然こちらで行うことになります。</p>
会長	<p>指定をしたことが間違いであったような巨大な問題が事後に出てくるというようなことは、実際問題としてはあまり考えにくいところだろうと思うのですね。もし出てきたら、これはむしろ廃止、取消のようになってくるだろうと思います。その意味で言うと、報告が事後に、開所後になってもいいのかなという気がしているのですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>委員、どうですか。住民の立場でとおっしゃいましたが。</p>
委員	<p>私はそれで結構です。</p>
会長	<p>委員はいかがですか。</p>
委員	<p>特に異論はございません。</p>
会長	<p>そうですか。それでは、委員はいかがですか。</p>
委員	<p>異論ありません。</p>
会長	<p>異論ない。さて、そうすると、委員だけになってしまったのですが。</p>
委員	<p>いえ、済みません。ただ、私がずっとやっていたリスク管理の観点から考えると、せっかく協議会でチェックして承認を得るといふ、そこは守っておいたほうが、私は介護保険課長さんの立場でしたら、そこは責任を共有できるわけだから楽だと思うのですけれども、本当にもう嫌なことを言って申しわけないのですけれども、いろいろなことが起きるわけですので、先ほど起きてからどうだということでしたが、起きたらもう終わりですから、本当に。ですから、せっかくいろいろな経験を積まれた方がこうして集まってチェックしているわけなので、その中で、これはちょっとおかしいな、こうしたほうがいいなという意見を言っているわけですから、いろいろな支障があるけれども、そこを省くことはどうかというふうに、済みません、皆さんに従いますけれども、私はそう思います。</p>
会長	<p>高齢者担当部長、どうぞ。</p>
高齢者担当部長	<p>委員のおっしゃることは本当にそのものずばりで、そういうのは本論的にそのとおりだと思います。本当にありがとうございます。</p> <p>この会議は介護保険運営協議会ということで、区が介護保険の保険者として事業を行っていく上で、区民代表の委員の方とか、学識経験者の委員の方とか幅広く入っていただいて、ご意見を聞いて、しっかりその意見を反映して、これは先ほど委員がおっしゃられましたように、いただいたご意見、ご指摘を伝えて、行政が責任を持って改善させるということです。ですので、今までどおり2カ月以上前の協議会で協議をしっかりさせていただきますので、今日も一部ご指摘いただきましたけれども、不十分な点がないように</p>

	<p>しっかりした資料を出して、むしろ今後は事後報告もあり得るのであれば、その協議の時間を多く、と言いましても2時間の中ですがじっくり審議していただいて、いろいろな目できめ細かく見ていただいて、ここはどうだ、あれはどうだということをこの審議の中でじっくりやってなるべくそこで全部出していただいて、それをしっかり伝えていくという責任は、この報告とか協議の仕方を変える上では今まで以上に行政としてしっかりやっていきたいと思います。ぜひそのあたりを委員にご了解いただければと思います。おっしゃることは本当にごもつともだと思います。</p>
会長	<p>ということで、委員の懸念も非常によくわかるし、だからこそ、委員も迷うということではあるのですが、今回はこの提案を承認したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。それでは承認されたということで、次回からはこの方針でやっていくということにしたいと思います。</p> <p>それでは、報告事項のほうへ移ってまいります。実はたくさん報告事項があります。</p> <p>このうちの、ちょっと順番が変わりますが、(1)と(3)をあわせて先に報告していただきます。また、前回の宿題になっておりました特養の整備状況に関する話もここであわせて報告をしていただくことといたします。</p> <p>では、介護保険課長、お願いいたします。</p>
介護保険課長	<p><資料4に沿って報告事項(1)「第7期杉並区介護保険事業計画の検討状況について」について説明></p> <p>介護のサービスの給付状況については以上でございます。</p>
高齢者在宅支援課長	<p><資料4に沿って報告事項(1)「第7期杉並区介護保険事業計画の検討状況について」について説明></p> <p>私のほうからは以上でございます。</p>
介護保険課長	<p><資料4に沿って報告事項(1)「第7期杉並区介護保険事業計画の検討状況について」について説明></p> <p>説明は以上です。</p>
高齢者施設整備担当課長	<p><資料6に沿って報告事項(3)「介護施設等の整備状況について」について説明></p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。大量の報告でしたが、何かご質問、あるいはご意見おありの方。お願いします。</p>
委員	<p>今日の回答でなくてもいいのですけれども、2点教えていただきたいと思えます。まず、17ページの居宅サービス、介護サービスの利用なのですが、真ん中辺のちょっと下に短期入所生活介護と、その下の短期入所療養介護、ここに注目したいのですが、実は、在宅認知症患者対策ケアネットワークという、東京医大と新宿、中野、杉並の3区が毎年1回そういう会議を開いているのですが、今年の3月に開かれた会議で、認知症高齢者自身と介護家族の負担軽減のどちらを優先するのか。簡単にショートステイを長時間することの是非ということで、ほとんどの利用者がショート後にALD低下が見られるという質問が、実は杉並区内の、多分、ケアマネジャーの方だと思うのですが、そしてこの17ページを見たときに、平成21年度のとときには、生活介護のほうは6,000幾つ、療養介護のほうは1,100幾つだったのが、平成28年を見てみますと、片や8,500で、片や1,000ちょっとということで、療養介護のほうは逆に人数がかなり減ってしまっているんですね。この違いというのは何だろうということで、リハビリに関しては療養介護のほうはかなりしっかりとやってくれるもので、だ</p>

	<p>けどそれではなくて、生活介護のほうは増えている。リハビリをやる療養介護のほうは減っている。これは、委員とか委員がするわけではないけれども、やはりケアマネジャーの方が単価の安い生活介護のほうに振ってしまうのかな、というようなイメージが少しあったので発言させていただきました。</p> <p>それから、一番最後のページなのですけれども、杉並区の認定率が20.2%で、要支援1がやたら多いというのが杉並の特徴になっていると。厚労省の何とかというデータの外れ値に引っかかったということで、厚労省が来てくれたわけなのですけれども、実際に要支援1が非常に多いのだけれども、とりあえず手を挙げておこうというのが杉並の特徴だと思っています。だから、認定を受けていても実際のサービス利用というのはそれほど多くない。実際に要支援1の方で、どのくらいのサービス利用率があるのか。これをちょっと教えていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	今、お答えいただけますか。
介護保険課長	最初のほうのご質問、短期入所の生活介護と療養介護の話ですが、これについては、療養のほうが施設の数が少ない、減っているというようなことで……。
委員	要するに、施設側の問題、受け入れる側のキャパシティの問題ということでしょうか。わかりました。
介護保険課長	というようなことでございます。
高齢者施策課長	ケアマネジャーの方のほうがよくご存じだと思うのですが、こちらの短期入所生活介護は老人福祉施設で行うものです。いわゆる福祉系の施設が行うものです。それから、短期入所療養介護は老人保健施設と介護療養型医療施設という、いわゆる病院系、医療系で行うものです。この流れを見ると、短期入所療養介護、特に介護療養型医療施設が激減していますので、それで受け入れの施設が少なくなったというところで減ってきていることが考えられます。
介護保険課長	2つ目のご質問でございますが、介護サービスを使っている人の割合ということでお調べをしております。要支援1の方では、実際にサービスを使っている人の割合は、杉並区の場合33.7%でございました。要支援2の方で52.0%というようなことでございます。サービスを重複して利用することがありますので少し正確ではないかもしれませんが、このような数字が出てございます。
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにいかがでしょう。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、時間がすごく押してきているので、次へ移りたいと思います。</p> <p>先ほど後回しにしました(2)です。障害者相談支援専門員の育成について、出保課長、簡潔にお願いします。</p>
障害者施策課長	<p><資料6に沿って報告事項(3)「障害者の相談支援専門員の育成の取組について」について説明></p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	ありがとうございました。この障害者の方の65歳の話というのは、前々からこの協議会でも随分論議されてきたところで、それを障害者施策課のほうでもご対応いただいているということだと思えます。

	<p>次に移ってよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、その次へ参ります。ケア 24 の事業にかかわる事業評価などについて、課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p><資料に沿って報告事項(4)「地域包括支援センター(ケア24)の平成28年度事業に係る事業評価及び平成30年度の事業委託について」について説明></p> <p>私からの報告は以上です。</p>
会長	<p>時間がなくなってしまったので、本当は質疑もしたいのだけれども、スキップします。</p> <p>次に、(5)と(6)です。これは介護保険課長から簡潔にお願いします。</p>
介護保険課長	<p><資料8から13に沿って報告事項(5)「区内の地域密着型サービス事業所の指定等について」及び報告事項(6)「区外の地域密着型サービス事業所の指定等について」について説明></p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(7)に移りますが、地域保健・医療連携担当課長、1分ほどでお願いできますか。それとも、次回へ回しますか。どちらがいいでしょうか。</p>
地域保健・医療連携担当課長	<p><資料14に沿って報告事項(7)「医療と介護の連携推進の取組及び在宅医療相談調整窓口の実績等について」について説明></p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>では、その他を高齢者施策課長からお願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>特にございません。</p>
地域保健・医療連携担当課長	<p>30秒ほどお時間をいただいてよろしいでしょうか。</p> <p>7月9日にセッション杉並で「杉並チャレンジ!フレイル予防」ということで、東大の飯島先生をお招きいたしまして講演会を開催するところがございます。ぜひお一方でも多くご参加いただければと思います。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>予定の時間になってしまいました。本当に質疑をしなければいけないような報告がたくさんあったのですが、残念ながらこういうことになってしまって、進行の不便をお詫びいたします。</p> <p>次回につきまして、高齢者施策課長からお願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>次回でございますが、次回の介護保険運営協議会は8月末ごろを今考えております。7月中旬ごろまでに改めてご連絡をさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ということで、予定の時間までにかろうじて全部終了したということで、進行の不便をお詫びして、本年度第1回介護保険運営協議会を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>